

# 民活法の現状と課題

平成 15 年 8 月

経済産業省民間活力推進室

民 活 法 の 概 要

1. 民活法の仕組み

(1) 目的・概要

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（昭和61年法律第77号、いわゆる「民活法」）は、技術革新、情報化及び国際化といった経済的環境の変化に対応して、経済社会の基盤の充実に資する各種の施設（特定施設）の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とするもので、昭和61年5月30日に公布・施行されたものです。

昭和62年度、昭和63年度、平成元年度、平成3年度、平成4年度、平成7年度及び平成14年度の法律改正により、特定施設の追加を行いました。

(2) 対象施設

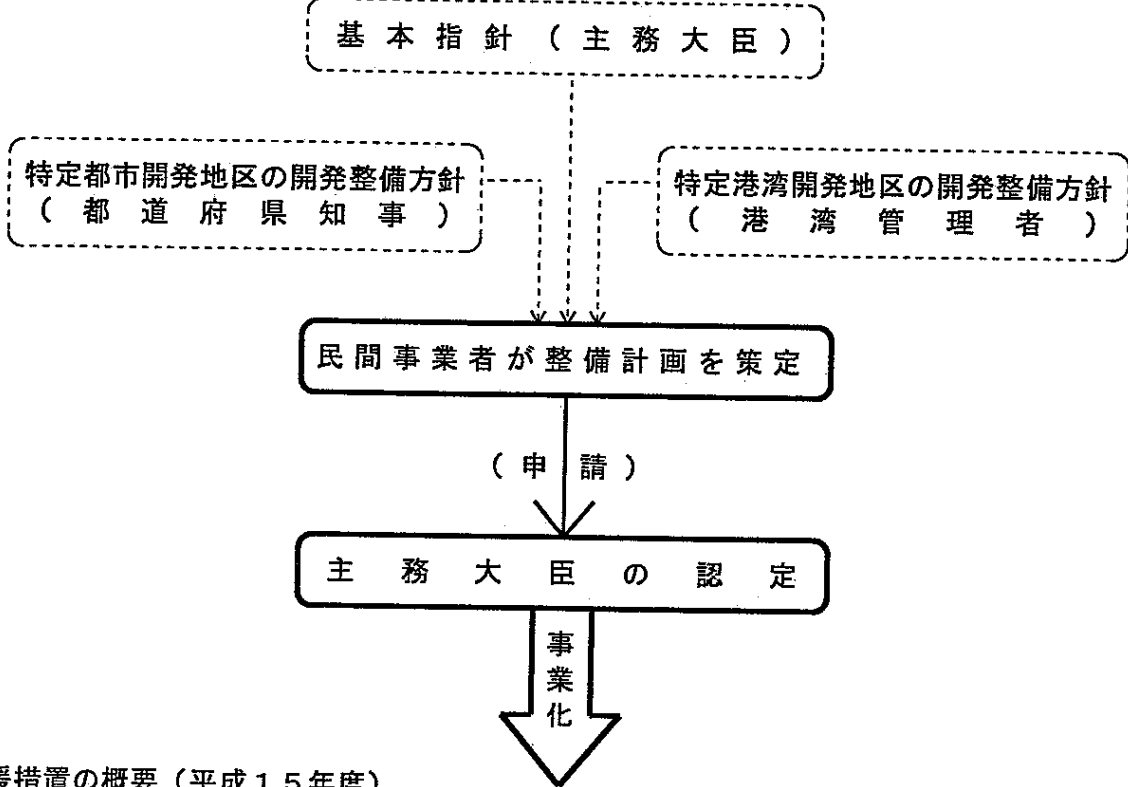
号	施設		内容	主務大臣
1号	研究開発・企業化基盤施設 (リサーチ・コア)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放型試験研究施設</li> <li>・人材育成施設</li> <li>・交流施設</li> <li>・研究開発型企业育成支援施設</li> </ul> リサーチ・オン・キャンパスの場合は、上記施設から研究開発型企业育成支援施設を除く	経済産業大臣
2号	電気通信研究開発促進施設 (テレコム・リサーチパーク)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発施設</li> <li>・共同利用施設（会議場施設、研修施設等）</li> </ul>	総務大臣
3号	情報化基盤施設 (ニューメディア・センター)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共同情報センター</li> <li>・情報化啓蒙普及施設</li> <li>・研修施設</li> </ul>	経済産業大臣
4号	電気通信高度化基盤施設	イハ 電気通信高度化基盤施設(テレコムプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務施設(CATV放送センター等電気通信中枢センター)</li> <li>・共同利用施設(電気通信啓蒙普及施設、研修施設)</li> </ul>	総務大臣
		ロハ 多目的電波利用基盤施設(マルチメディアタワー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信業務施設</li> <li>・共同利用施設</li> </ul>	
5号	国際経済交流等促進施設	イ 国際見本市場施設	・大規模国際見本市場	経済産業大臣
		ロ 国際会議場施設	・国際会議場	経済産業大臣 国土交通大臣
		ハ 国際交流研修施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修施設</li> <li>・会議場施設</li> <li>・共同利用施設(宿泊施設等)</li> </ul>	経済産業大臣
		ニ 国際市民交流基盤施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示施設</li> <li>・展示物として供される建物又は構築物</li> <li>・観覧場</li> </ul>	経済産業大臣 国土交通大臣

6号	港湾利用高度化施設	イ	旅客ターミナル施設	・旅客施設 ・研修施設	国土交通大臣
		ロ	港湾業務用施設	・港湾業務用ビル、ホール	国土交通大臣
		ハ	港湾文化交流施設	・展望施設、体験施設 ・展示施設 ・多目的ホール ・ロビー、広場	国土交通大臣
		ニ	臨海部活性化施設	・共同利用研究施設 ・港湾情報化基盤施設 ・会議場施設 ・研修施設	国土交通大臣 経済産業大臣
		ホ	港湾交流研修施設（ハーバ-コミュニティセンター）	・研修施設 ・展示施設	国土交通大臣 経済産業大臣
		ヘ	港湾環境創造支援施設（エコ-ポート支援センター）	・港湾環境改善施設 ・廃熱等利用施設	国土交通大臣 経済産業大臣
		ト	廃棄物海面処分場延命化施設	・廃棄物等の減量化施設 土砂等廃棄物以外のものの処理を行う施設 廃棄物の処理を行う施設	国土交通大臣 国土交通大臣 環境大臣
7号	国際情報地域開発基盤施設	イ	地域情報管理基盤施設（エリア・マネジメント・センター）	・情報処理施設 ・情報伝送路	経済産業大臣
		ロ	衛星通信高度化基盤施設（テレポート）	・衛星通信業務施設	総務大臣
		ハ	特定電気通信基盤施設	・電気通信総合管理センター ・電気通信伝送路	総務大臣
		ニ	特定高度情報化建築物（インテリジェントビル）	（イ、ロ又はハと一体であることが要件） （イと一体の場合） （ロ又はハと一体の場合）	経済産業大臣 国土交通大臣 総務大臣 国土交通大臣
		ホ	特定熱供給施設	（イと一体であることが要件）	経済産業大臣
8号	国際ビジネス交流基盤施設（ワールド・ビジネス・ゾーン）	・外国企業用短期賃貸事業場 ・共同利用施設（展示施設、会議場施設、研修施設）	経済産業大臣		
9号	農林水産研究開発・企業化基盤施設	・研究開発施設 ・研修施設 ・交流施設 ・企業化支援施設	農林水産大臣		

10号	漁港利用高度化施設	イ	漁港複合施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物集出荷施設（水産物処理保蔵施設）</li> <li>・漁港利用増進施設（旅客関連施設）</li> </ul>	農林水産大臣
		ロ	漁港業務用施設	・漁港業務用ビル、ホール	
11号	総合流通機能高度化施設	イ	物流高度化基盤施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設、保管施設</li> <li>・流通加工施設</li> <li>・情報化オフィス</li> <li>・共同利用施設（会議場施設、展示場施設）</li> </ul>	国土交通大臣
		ロ	卸共同流通ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通情報処理業務施設</li> <li>・荷さばき施設</li> <li>・共同利用施設（会議場施設、展示場施設）</li> </ul>	経済産業大臣 農林水産大臣
12号	大規模都市鉄道新線多目的旅客ターミナル施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客施設</li> <li>・生活利便向上施設</li> <li>・会議場施設、展示施設</li> </ul>	国土交通大臣	
13号	高度商業基盤施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>（商業施設と一体的に設置されること）</li> <li>・顧客利便増進施設</li> <li>・地域住民生活向上施設</li> <li>・小売業業務円滑化施設</li> </ul>	経済産業大臣	
14号	食品商業基盤施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品事業者・消費者交流施設</li> <li>・食品小売業業務円滑化施設</li> </ul>	農林水産大臣	
15号	輸入促進高度化施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>（11号イ又はロと一体的に設置されること）</li> <li>・輸入貨物取扱業務支援施設</li> <li>・研究開発施設</li> <li>・共同利用施設（展示施設、研修施設）</li> </ul>	経済産業大臣 国土交通大臣 農林水産大臣	
16号	リサイクル関連施設	イ	マテリアルリサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再商品化施設</li> <li>・共同利用施設（展示施設、研修施設）</li> </ul>	経済産業大臣 環境大臣
				<ul style="list-style-type: none"> <li>再商品化施設</li> <li>・ペットボトルリサイクル施設</li> <li>・カレット他用途利用施設</li> <li>・廃プラスチック油化施設</li> </ul>	
		ロ	サーマルリサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定める施設</li> <li>・共同利用施設（展示施設、研修施設）</li> </ul>	経済産業大臣 農林水産大臣 環境大臣
			<ul style="list-style-type: none"> <li>政令で定める施設</li> <li>・エコメントリサイクル施設</li> <li>・再生資源活用肥料化施設</li> <li>・7リットル缶リサイクル施設</li> <li>・古紙他用途利用施設</li> </ul>		
17号	特定大規模スタジアム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアム施設</li> <li>・観覧者利便施設</li> <li>・共同利用施設（展示施設、研修施設）</li> </ul>	経済産業大臣	

(3) 仕組み

・主務大臣は、特定都市開発地区の整備計画を策定する。また、特定港湾開発地区の整備計画を策定する。
 ・都道府県知事は、特定都市開発地区の整備計画を策定する。また、特定港湾開発地区の整備計画を策定する。
 ・特定都市開発地区の整備計画を策定する。また、特定港湾開発地区の整備計画を策定する。
 ・民間事業者は、基本指針に基づき、「開発整備方針」を定め、申請する。
 ・基本指針は、民間事業者は、各種の民間法による「支援措置」を受け、申請する。



支援措置の概要 (平成15年度)

	第3セクター	純民間事業者
民活補助金	○ 5%補助	○ 5%補助
政策投資銀行等 出資 融資	○ 運用10%程度 ○ 融資比率：40%以内 (NTT-Cと合わせて70%以内) 金利：政策金利Ⅱ	○ 運用10%程度 ○ 融資比率：40%以内 (NTT-C'と合わせて70%以内) 金利：政策金利Ⅱ
NTT無利子 融資(C)	○ 融資比率：25%, 37.5%, 50%以内	×
NTT低利子 融資(C')	×	○ 政策投資銀行等の既往貸付金利の3/4 融資比率：NTT-Cと同様
税制減免措置	○ 事業所税	×
債務保証	○ (民間借入に対し)	○ (民間借入に対し)

(4) 主務大臣が定める「基本指針」（法第3条に規定）

特定施設のそれぞれについて主務大臣が、特定施設の整備を行おうとする事業者に対し施設整備の在り方を具体的に指し示したもので、

- ① 特定施設の整備の基本的な方向
- ② 特定施設の機能に関する事項
- ③ 特定施設の立地、規模、配置に関する事項
- ④ 特定施設の運営に関する事項
- ⑤ 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項

について定めています。

(5) 民間事業主体が策定する「整備計画」（法第4条、5条及び6条に規定）

- ・ 特定施設の整備の事業を行おうとする者は、整備計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができます。

整備計画には、

- ① 特定施設の位置
- ② 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項
- ③ 特定施設の概要、規模及び配置
- ④ 特定施設の運営に関する事項
- ⑤ 特定施設の整備の事業の実施時期
- ⑥ 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

について記載することとなっています。

- ・ 主務大臣は、整備計画が基本指針に照らし適切なものか、事業が確実に実施される見込みがあるか等について総合的に審査し、適切なものであれば認定します。
- ・ 整備計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定が必要です。
- ・ 主務大臣は、特定施設の整備の事業を行う者が認定された整備計画に従って事業を行っていないと認められるときは、その認定を取り消すことができます。

## 2. 支援制度とその要件（平成15年度）

### 民活法による各種支援制度

- ・民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
- ・日本政策投資銀行等からの出資・融資
- ・日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による融資
- ・地方税の特例措置
- ・産業基盤整備基金による債務保証

#### (1) 民活法上の認定要件

- ・基本指針に定める要件

#### (2) 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金

##### ① 要件

- ・民活法の認定を受けていること
- ・関係地方公共団体が下記の割合を負担すること

##### ② 助成措置

- ・民間能力活用特定施設緊急整備費補助金： 40,000千円
- ・特定施設整備事業の土地取得費等を除く建設事業費（増改築を含む。）の5%を補助  
※ 5%のうち、関係地方公共団体が地方交付税交付団体の場合は国が2/3、地方が1/3。地方交付税不交付団体の場合は国と地方それぞれ1/2を負担。

#### (3) 日本政策投資銀行等からの出資・融資

##### ① 要件

- ・民活法の認定を受けていること

##### ② 助成措置

- |                |        |                                    |
|----------------|--------|------------------------------------|
| i) 日本政策投資銀行    | 出資及び融資 | 1,700億円の内数<br>比率 40%以内<br>金利 政策金利Ⅱ |
| ii) 沖縄振興開発金融公庫 | 出資及び融資 | 22億円の内数<br>比率 70%以内<br>金利 政策金利Ⅱ    |

※1 NTT無利子融資と合わせた総額融資比率は、70%以内

2 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金の対象とならない特定施設整備事業にあつては政策金利Ⅱ

3 ソフトウェア開発等の資金についても融資の対象資金に含む

#### (4) 日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による融資

##### ① 要件

##### i) 無利子融資

- ・3号、4号口、5号ハ、5号ニ、6号ニ、6号ホ、6号ヘ、8号、9号、10号、14号、15号、17号を除く特定施設
- ・事業主体が第三セクター

ii) 低利融資

- ・ 3号、4号口、5号ハ、5号ニ、6号二、6号ホ、6号ヘ、8号、9号、10号、14号、15号、17号を除く特定施設

② 助成措置

i) 無利子融資

対象事業費：対象事業の整備にかかる費用のうち、土地取得費等を除く直接工事費

融資総額：242億円の内数

償還期間：15年以内（うち据え置き期間3年以内）

融資比率：50%以内（3大都市圏については、近郊整備区域37.5%・既成市街地25%以内）

ii) 低利融資

対象事業費：・純民間事業者が整備するi)の対象事業費（利子補給については(7)参照）  
・i)及び上記の対象事業と一体的に整備する施設の整備費（レストラン、ホテル、物販施設、商業賃貸フロア等の施設を除く）

金利：期間別の財投金利を下限とし、政策銀行等の既往貸付金利の3/4

融資総額：300億円の内数

償還期間：15年以内（うち据え置き期間3年以内）

融資比率：50%以内（3大都市圏については、近郊整備区域37.5%、既成市街地25%以内）

(5) 地方税の特例措置（事業所税）

① 要件

・対象施設

1号（デザイ、リサーチキャンパスを除く）、2号、4号イハ、5号イ、5号口、6号イ、6号口、6号ト、7号口ニ、7号ハニ、8号、11号イ、11号口、13号、15号

・事業主体が第三セクター（出資割合：地方公共団体等があわせて1/3超出資しているもの、又は単一の地方公共団体が1/4以上出資しているものに限る）

・建設事業費が10億円以上（多極分散法に基づく振興拠点地域・業務核都市においては5億円以上）

・第三セクターが所有する面積のうち、特定施設として占有する床面積の割合が1/4以上

② 助成措置

対象施設用の家屋又は土地等に課される地方税について次の減免措置を講ずる。

税目	措置内容	減免が行われる時期
事業所税 事業所床面積に応じてかかる事業所税	1/3 軽減	新設後5年間

(6) 産業基盤整備基金による債務保証



① 対象施設

1号、5号イ、5号ロ、16号、17号

② 助成措置

保証対象資金（社債による調達を含む。）

- ・ 特定施設及びその付属設備の建設又は取得に必要な資金。
- ・ 通常の業務を維持するのに必要な人件費等の資金（開業までの間又は開業後3年間に発生するもの）。

民活法認定プロジェクト

(平成14年6月現在)

(昭和61年度)

- 1 かながわサイエンスパーク (1号)
- 2 柏崎ソフトパーク (3号)

(昭和62年度)

- 3 幕張メッセ (5号イ)
- 4 国際電気通信基礎技術研究所 (2号)
- 5 ニューメディアプラザ山口 (3号)
- 6 ニューメディアプラザ山口 (4号イ)
- 7 熊本テクノプラザ (3号)
- 8 熊本テクノプラザ (4号イ)
- 9 富山市民プラザ (4号イ)
- 10 テレコムプラザ・ヴィラ (4号イ)
- 11 パシフィコ横浜国際見本市場 (5号イ)
- 12 パシフィコ横浜国際会議場 (5号ロ)
- 13 つくば研究支援センター (1号)
- 14 千里ライフサイエンスセンター (1号)
- 15 久留米テクノ・リサーチ・パーク (1号)
- 16 釧路フィッシャーマンズワーフ (6号イ)
- 17 大阪テレポート (7号ロ)

(昭和63年度)

- 18 恵庭リサーチ・ビジネスパーク (1号)
- 19 泉メディアセンター (3号)
- 20 直江津港旅客ターミナル (6号イ)
- 21 幕張テクノガーデン (7号イニ)
- 22 21世紀プラザ (1号)
- 23 とやま新産業基盤施設 (1号)
- 24 片福連絡線多目的旅客ターミナル (12号)
- 25 青森港港湾文化交流施設 (6号ハ)
- 26 スカイタワー西東京 (4号ロ)
- 27 宇奈月国際会館 (5号ロ)
- 28 新居浜テレコムプラザ (4号イ)
- 29 福岡タワー (4号ロ)
- 30 竹芝ピアビルディング (6号ロ)
- 31 神戸港高浜旅客・フェリーターミナル (6号イ)

(平成元年度)

- 32 テクノプラザ米沢 (3号)
- 33 長岡リサーチコア (1号)
- 34 東京テレコム・リサーチパーク (2号)
- 35 テレコムプラザ松江 (4号イ)
- 36 ワールド・ビジネス・センター・ジャパンビル (8号)
- 37 京都リサーチパーク東ブロック (7号イニ)
- 38 日立港物流高度化基盤施設 (11号イ)
- 39 京浜総合物流ターミナル (11号イ)
- 40 西ノ島水産総合ターミナルビル (10号イ)
- 41 塩釜港物流高度化施設 (11号イ)
- 42 早岐港ハウステンボス (6号ハ)
- 43 宇久多目的旅客ターミナルビル (10号イ)
- 44 秋田港港湾文化交流施設 (6号ハ)
- 45 北九州港新門司旅客ターミナル (6号イ)
- 46 博多ふ頭旅客ターミナル (6号イ)

(平成2年度)

- 47 北海道情報技術研究所 (2号)
- 48 函館港港湾文化交流施設 (6号ハ)
- 49 海遊館 (6号ハ)
- 50 豊橋サイエンスコア (1号)
- 51 石狩湾新港フレートオアシス (11号イ)
- 52 神戸ハーバーランド情報センター (4号イ)
- 53 七尾港フィッシャーマンズワーフ (6号イ)
- 54 尼崎リサーチ・センター (1号)

- 55 泊ふ頭旅客ターミナル (6号イ)
- 56 泊ふ頭港湾業務用施設 (6号ロ)
- 57 大阪ワールドトレードセンタービルディング (6号ロ)
- 58 大阪ワールドトレードセンタービルディング (7号イニ)
- 59 アジア太平洋トレードセンター (6号ハ)
- 60 アジア太平洋トレードセンター (7号イニ)
- 61 アジア太平洋トレードセンター (11号イ)
- 62 アジア太平洋トレードセンター (11号ロ)

(平成3年度)

- 63 最上ニューメディアセンター (3号)
- 64 テクノパーク・なら情報センター (3号)
- 65 福岡ソフトリサーチパークセンタービル (1号)
- 66 室蘭港港湾交流研修施設 (6号ホ)
- 67 北海道高度情報技術センター (3号)
- 68 伏木富山港新湊地区港湾交流研修施設 (6号ホ)
- 69 早岐港ハウステンボス (6号イ)
- 70 博多港小戸地区港湾交流研修施設 (6号ホ)
- 71 稚内港湾文化交流施設 (6号ハ)
- 72 湘南国際学術文化センター (5号ハ)
- 73 鹿島港南物流センター (11号イ)
- 74 大阪ワールドトレードセンタービルディング (6号ハ)
- 75 美唄ハイテクセンター (3号)
- 76 東京テレポートセンター・タイム24 (7号イニ)
- 77 東京テレポートセンター (6号ロ)
- 78 東京テレポートセンター (7号ロニ)
- 79 東京テレポートセンター (7号ハニ)
- 80 ワールド流通センター (11号イ)
- 81 大阪港総合流通センター (11号イ)
- 82 下松リサーチ・商業開発ビル (13号)

(平成4年度)

- 83 宮古島リサーチ・センタービルディング (6号イ)
- 84 宮古島リサーチ・センタービルディング (6号ロ)
- 85 名古屋港国際総合流通センター (11号イ)
- 86 博多港中央埠頭物流高度化基盤施設 (11号イ)
- 87 りんくうゲートタワービル (5号ロ)
- 88 りんくうゲートタワービル (7号イニ)
- 89 りんくうゲートタワービル (8号)
- 90 ショッピングシティベル (1.3号)
- 91 りんくうリコムインテリジェントビル (7号ハニ)
- 92 洲本ポートターミナル (6号イ)
- 93 ガーデンふ頭港湾文化交流施設 (6号ハ)
- 94 厚木アクスト (7号ハニ)
- 95 神戸航空旅客ターミナル (6号イ)
- 96 神戸航空貨物ターミナル (11号イ)
- 97 ニューピア竹芝サウスタワー (6号ロ)
- 98 ミュージアム「天保山」 (6号ハ)
- 99 大阪花きセンター (14号)
- 100 タイム24 (3号)
- 101 東京テレポートセンター・東京臨海熱供給 (7号イホ)
- 102 N.J.A.S 南港航空貨物センター (11号イ)

(平成5年度)

- 103 埼玉高速鉄道線多目的旅客ターミナル (12号)
- 104 八日市駅前ショッピングプラザ (13号)
- 105 大洗新フェリーターミナル (6号イ)
- 106 東京ファッションタウン (1号)
- 107 東京ファッションタウン (7号イニ)
- 108 泉大津旧港地区ポートサービスセンタービル (6号ロ)
- 109 博多港中央ふ頭地区港湾業務用施設 (6号ロ)
- 110 長崎国際航空貨物ターミナル (11号イ)

- 111 葛西総合物流センター（11号イ）  
 112 博多港物流高度化基盤施設（11号イ）  
 113 横浜港流通センター（11号イ）  
 114 THV'95（6号ハ）  
 ○115 国際デザインセンター（1号）  
 116 大阪南港トラックターミナル（11号イ）  
 117 愛媛FAZ物流高度化基盤施設（11号イ）  
 ○118 愛媛FAZ産業交流会館（15号）  
 （平成6年度）  
 ○119 セレス（13号）  
 ○120 下田ショッピングセンター（13号）  
 121 四日市港物流センター（11号イ）  
 122 北九州国際物流センター（11号イ）  
 123 りんくう国際物流センター（11号イ）  
 124 長崎サンセットマリーナ（6号ハ）  
 ○125 地域交流センター（3号）  
 ○126 地域交流センター（7号イニ）  
 （平成7年度）  
 127 YRPセンター1番館（2号）  
 ○128 やしろショッピングパーク（13号）  
 ○129 南彦根駅前ショッピングプラザ（13号）  
 130 塩釜港旅客ターミナル（6号イ）  
 ○131 アジア太平洋インポートマート（7号イニ）  
 ○132 アジア太平洋インポートマート（11号ロ）  
 ○133 アジア太平洋インポートマート（15号）  
 ○134 ポートピアホール（5号ロ）  
 ○135 神戸市三宮駅南地区整備計画（13号）  
 ○136 神戸国際会館ビル（7号イニ）  
 137 北九州港西海岸地区港湾業務用施設（6号ロ）  
 138 小名浜港旅客ターミナル（6号イ）  
 139 かわさきファズ物流センター（11号イ）  
 140 境港FAZ物流高度化基盤施設（11号イ）  
 141 大分国際貿易センター（11号イ）  
 142 国際健康開発センタービル（6号ハ）  
 （平成8年度）  
 ○143 立命館大学産学連携施設（1号）  
 ○144 加賀ショッピングセンター（13号）  
 ○145 当間オスポック（3号）  
 ○146 Sim・365・Arao（13号）  
 ○147 エルムの街ショッピングセンター（13号）  
 ○148 榊7-157ビルに缶リサイクル施設（16号イ）  
 ○149 クリスカビルに榊ましこ工場（16号イ）  
 150 気仙沼産業センター（10号ロ）  
 ○151 津久見工場に缶リサイクル施設（16号イ）  
 ○152 アイ新潟製造所7-157缶リサイクル施設（16号イ）  
 ○153 アイ九州製造所7-157缶リサイクル施設（16号イ）  
 154 舞鶴港FAZ物流高度化基盤施設（11号イ）  
 155 高知新港輸入物流ターミナル（11号イ）  
 156 興津国際物流センター（11号イ）  
 157 八戸港国際物流センター等（11号イ）  
 158 神戸港国際流通センター（11号イ）  
 （平成9年度）  
 ○159 長野・三重アルミニウム缶リサイクル施設（16号イ）  
 ○160 コモタウン整備計画（13号）  
 ○161 笠間ショッピングセンター（13号）  
 ○162 神戸国際会館ビル・神戸熱供給（7号イホ）  
 ○163 横浜ワールドポーターズ（11号ロ）  
 ○164 横浜ワールドポーターズ（15号）  
 ○165 柏崎東本町ショッピングセンター（13号）  
 166 岡山空港貨物ターミナル（11号イ）  
 ○167 エコテックリサイクルコンポストセンター（16号イ）  
 168 小倉国際流通センター（11号イ）  
 169 福岡空港（西側）国際貨物ビル（11号イ）  
 170 仙台港高砂輸入貨物ターミナル（11号イ）  
 ○171 仙台港国際ビジネスセンター（15号）  
 ○172 東京スタジアム（17号）  
 （平成10年度）  
 ○173 フジコー白井再資源堆肥センター（16号イ）  
 174 シーガルハーバー（6号ハ）  
 （平成11年度）  
 ○175 東京ペットボトルリサイクル（16号イ）  
 ○176 鹿島共同再資源化センター（16号ロ）  
 177 松山観光港ターミナル（6号イ）  
 ○178 三好町ショッピングセンター（13号）  
 ○179 神戸国際ビジネスサポートセンター（8号）  
 （平成12年度）  
 ○180 日本パル（株）古紙再生ボード製造施設（16号イ）  
 181 常陸那珂港国際物流センター（11号イ）  
 （平成13年度）  
 ○182 帝人（株）ペットボトルリサイクル施設（16号イ）  
 183 水島港国際物流センター（11号イ）  
 184 小松空港貨物ターミナル（11号イ）

凡例 ○印：経済産業省所管認定プロジェクト 86件

民生活認定事業の認定件数の推移（特定施設別）

平成15年7月現在（単位：件）

番号	特 定 施 設 名	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
1	研究開発・企業化基盤施設(経)	1	3	3	1	2	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14
2	電気通信研究開発促進施設(総)	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
3	情報化基盤施設(経)	1	2	1	1	0	4	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	12
4イ	電気通信高度化基盤施設(総)	0	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
4ロ	多目的電波利用基盤施設(総)	-	-	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
5イ	国際見本市場施設(経)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
5ロ	国際会議場施設(経・国)	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
5ハ	国際交流研修施設(経)	-	-	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
6イ	旅客ターミナル施設(国)	0	1	2	2	2	1	3	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	15
6ロ	港湾業務用施設(国)	0	0	1	0	2	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9
6ハ	港湾文化交流施設(国)	-	-	1	2	3	2	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	14
6ホ	港湾文化交流研修施設(経・国)	-	-	-	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
7イ	特定高度情報化建築物(経・国)	-	0	1	1	2	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	10
7ロ	特定熱供給施設(経)	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
7ハ	衛星通信高度化基盤施設(総)	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7ニ	特定高度情報化建築物(総・国)	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7ヒ	特定電気通信基盤施設(国)	-	-	-	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
8	国際ビジネス交流基盤施設(国)	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
10イ	漁港複合施設(農)	-	-	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10ロ	漁港業務用施設(農)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0	0	0	0	0	0	1
11イ	物流高度化基盤施設(国)	-	-	0	3	2	3	4	6	3	3	5	4	0	0	1	2	0	36
11ロ	卸共同流通ターミナル(経・農)	-	-	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
12	都市鉄道多目的旅客施設(国)	-	-	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
13	高度商業基盤施設(経)	-	-	-	-	-	1	1	2	1	3	3	3	0	1	0	0	0	15
14	食品商業基盤施設(農)	-	-	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
15	輸入促進高度化施設(経・国・農)	-	-	-	-	-	-	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	4
16イ	マリンサウクル施設(経・農・環)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	1	1	1	1	0	0	11
16ロ	サマサウクル施設(経)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	1	0	0	0	0	1
17	特定大規模スタジアム(経)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合	計	2	15	14	15	16	20	20	17	7	16	16	14	2	5	2	3	0	184

都道府県別・特定施設別認定件数

平成15年7月現在(単位:件)

特定施設号数 都道府県名	1号施設	2号施設	3号施設	4号施設	5号施設	6号施設	7号施設	8号施設	9号施設	10号施設	11号施設	12号施設	13号施設	14号施設	15号施設	16号施設	17号施設	合計
北海道	1	1	2	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
東北地域計	1	0	4	0	0	4	1	0	0	1	3	0	2	0	1	0	0	17
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	1		1 1 2			1 1 1	1			1	2				1			4 2 7 1 2 1
関東地域計	4	2	3	1	4	5	7	1	0	0	10	1	3	0	1	6	1	49
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	1 1 1 1		1 1 2	1	1 3	1 3 1	1 5 1	1			3 3 1		1 2			1 1 1 1	1	7 1 0 2 4 17 10 7 1
中部地域計	3	0	0	1	1	3	0	0	0	0	3	0	3	0	0	2	0	16
富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 愛知県	1			1	1	1 1					1		1 1				1	4 3 1 0 1 0 5 2
近畿地域計	3	1	1	2	2	12	8	2	0	0	9	1	4	1	0	1	0	47
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	1 1 1	1		1	1	7 5	1 5 2	1			1 6 2	1	2	1		1		4 3 24 15 1 0
中国地域計	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	3	0	2	0	0	1	0	10
鳥取県 島根県 岡山県 広島県				1						1	1 2					1		2 1 2 0 5
四国地域計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	5
徳島県 香川県 愛媛県 高知県				1		1					1 1				1			0 0 4 1
九州・沖縄地域計	2	0	1	2	0	12	1	0	0	1	8	0	1	0	1	2	0	31
福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	2			1		5 3	1			1	6 1 1		1		1	2		16 0 5 3 3 0 0 4
全国計	14	4	12	9	7	41	17	3	0	3	39	2	15	1	4	12	1	184